

「東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル」

第1章～第3章の解説他

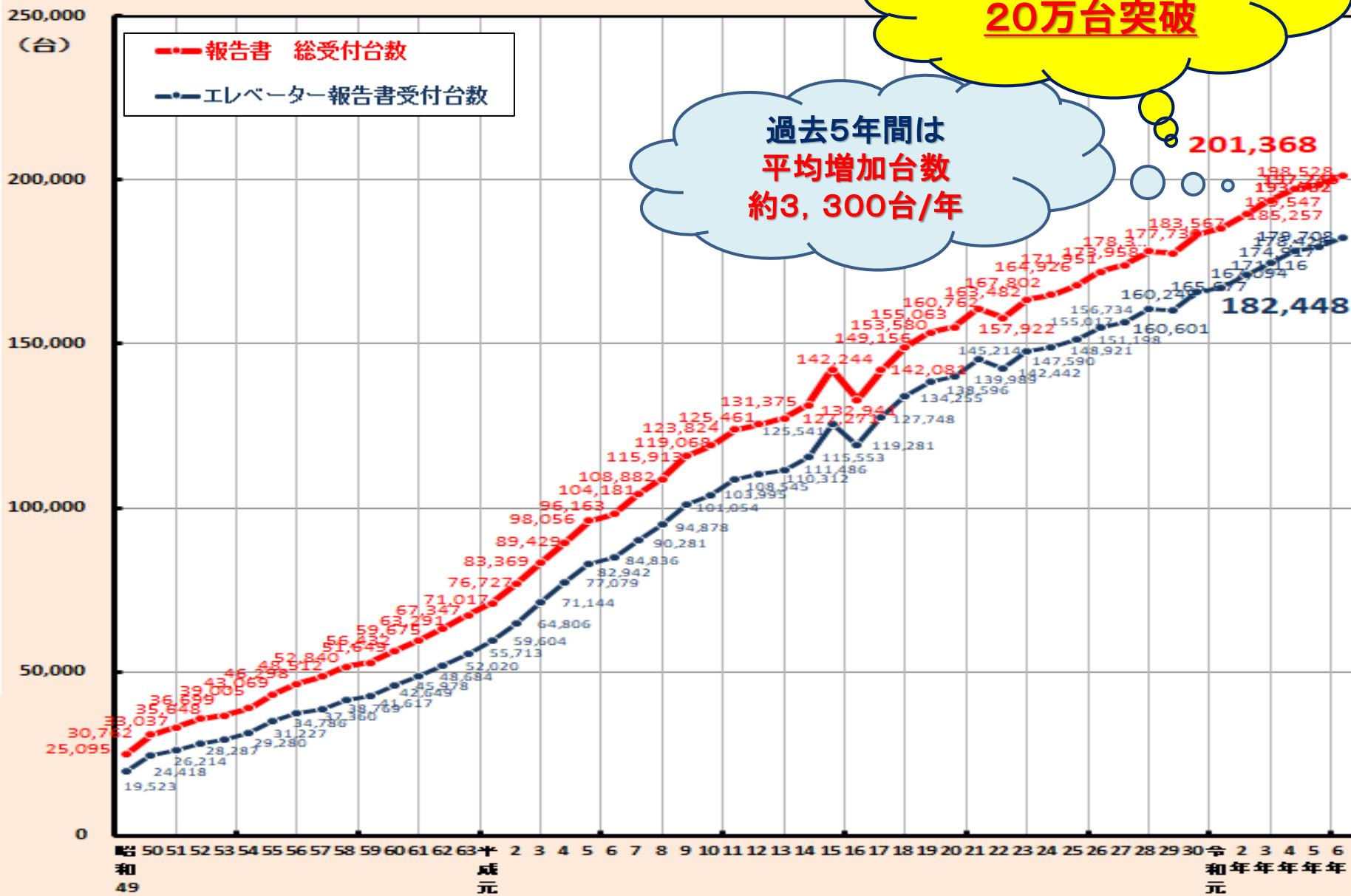
- ◎東京都における昇降機定期報告受付台数推移
- ◎実務マニュアル2024年版から変更・追記された主な内容(抜粋)
および注意点(記載誤り箇所等の紹介)等について
 - (1)昇降機定期報告受付台数推移(昭和49年～令和6年度) 他
 - (2)令和7年7月1日改正告示施行関連
 - (3)第1章～3章:定期検査報告書(第一面・二面)・検査結果表
 - (4)記載事例紹介(記載誤り他)

【お願い】

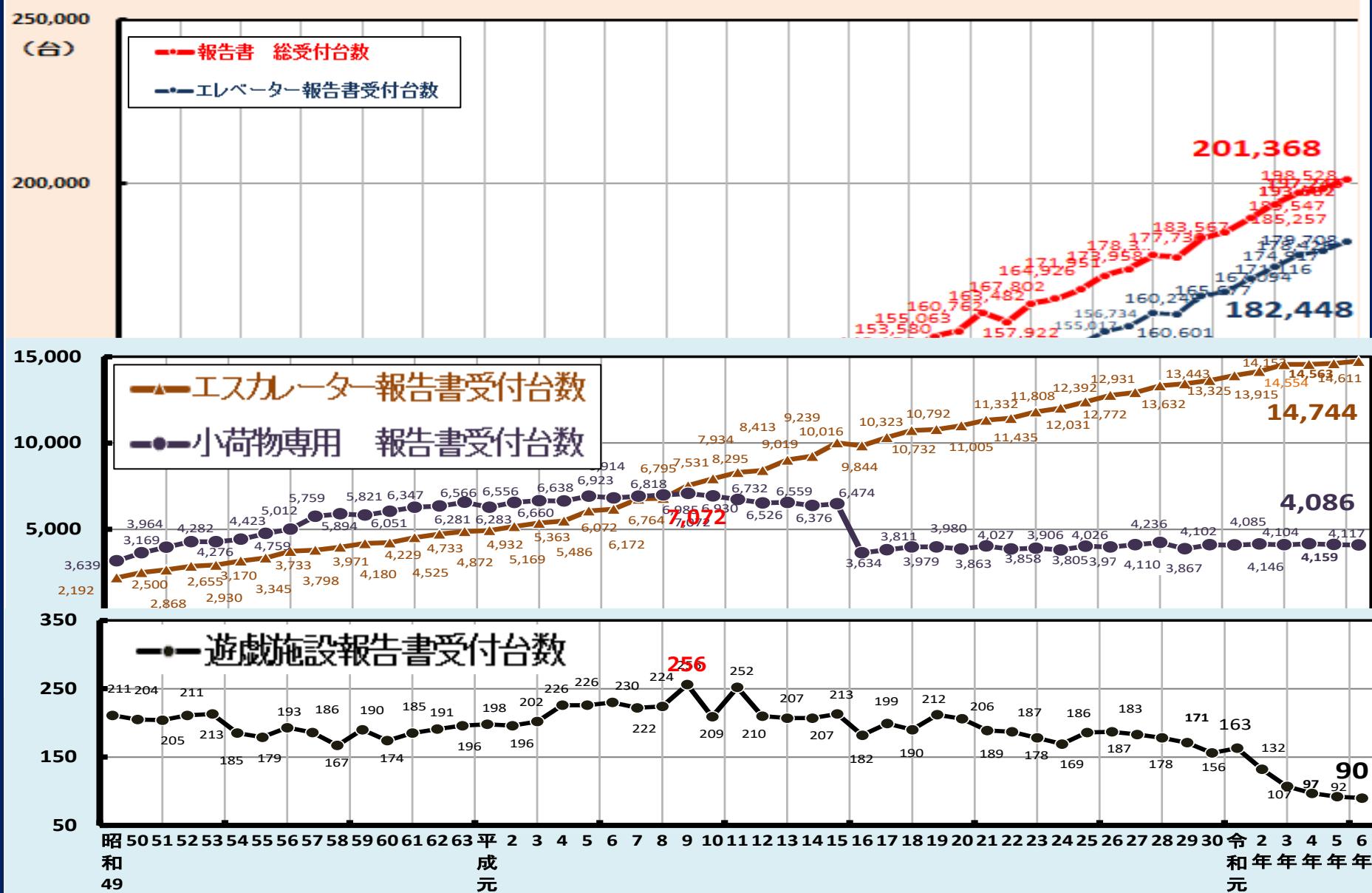
講習内容・実務マニュアルについて、ご質問等ございましたら質問専用アドレスまでご連絡をお願い致します。
メールアドレス:goiken_tokyo.tesc@muse.ocn.ne.jp

※昇降機等定期検査報告書受付台数推移【東京都 合計】

令和6年度、遂に
20万台突破



※昇降機等定期検査報告書受付台数推移【東京都 合計】



※令和6年度 昇降機等定期検査報告における指摘発生状況

種 別	定期検査報告台数		要是正 指摘数		要重点点検 指摘数		指摘数 合計	
	[参考] 令和5年度		[参考] 令和5年度	[参考] 令和5年度	[参考] 令和5年度		[参考] 令和5年度	[参考] 令和5年度
エレベーター	182,448	179,708	8,475	7,067	3,772	3,487	12,247	10,554
(ロープ式)			(4,468)	(3,738)	(1,618)	(1,568)	(6,086)	(5,306)
(機械室なし)			(2,852)	(2,252)	(2,027)	(1,779)	(4,879)	(4,031)
(油圧)			(1,155)	(1,077)	(127)	(140)	(1,282)	(1,217)
エスカレーター	14,744	14,611	453	1,525	7	10	460	1,535
小荷物専用昇降機	4,086	4,117	257	255	33	32	290	287
遊戯施設	90	92	1	2	1	1	2	3
合計 (指摘比率)	201,368	198,528	9,186 (4.6%)	8,849 (4.5%)	3,813 (1.9%)	3,530 (1.8%)	12,999 (6.5%)	12,379 (6.2%)

※令和6年度 昇降機等定期検査報告における指摘発生状況

要は正（指摘項目の上位3位）

●ロープ式（リニア式含む）	指摘総数： 5,748 件
機械室内の状況並びに照明装置	： 1,688 件 (29%)
及び換気設備等	
外部への連絡装置	： 882 件 (15%)
接触器、継電器及び運転制御用基板	： 783 件 (14%)
●機械室なし（リニア式含む）	指摘総数： 4,638 件
乗り場の戸の遮煙構造	： 1,032 件 (22%)
地震時等管制運転装置	： 1,008 件 (22%)
救出装置	： 613 件 (13%)
●油圧式	指摘総数： 1,376 件
機械室内の状況並びに照明装置	： 412 件 (30%)
及び換気設備等	
外部への連絡装置	： 304 件 (22%)
停電灯装置	： 206 件 (15%)
●エスカレーター	指摘総数： 546 件
転落防止柵、侵入防止用仕切板	： 175 件 (32%)
及び誘導柵	
接触器、継電器及び運転制御用基板	： 148 件 (27%)
交差部固定保護板	： 80 件 (15%)
●小荷物専用昇降機	指摘総数： 326 件
接触器、継電器及び運転制御用基板	： 241 件 (74%)
綱車又は巻胴	： 36 件 (11%)
操作ボタン及び信号装置	： 14 件 (4%)

【要重点点検主項目内訳】

●ロープ式（リニア式含む）	指摘総数： 1,737 件
主索又は鎖	： 893 件 (51%)
釣合おもり底部すき間	： 529 件 (30%)
調速機ロープ	： 264 件 (15%)
●機械室なし（リニア式含む）	指摘総数： 2,110 件
釣合おもり底部すき間	： 1,215 件 (58%)
主索又は鎖	： 446 件 (21%)
調速機ロープ	： 391 件 (19%)
●油圧式	指摘総数： 133 件
主索又は鎖	： 103 件 (77%)
調速機ロープ	： 18 件 (14%)
●エスカレーター	指摘総数： 7 件
駆動鎖切断時停止装置	： 4 件 (57%)
ブレーキ	： 2 件 (29%)
●小荷物専用昇降機	指摘総数： 33 件
ブレーキ	： 24 件 (73%)
主索	： 9 件 (27%)

※令和6年度 昇降機等定期検査報告における指摘発生状況

要は正（指摘項目の上位3位）

●ロープ式（リニア式含む） 指摘総数： 5,748 件

機械室内の状況並びに照明装置 : 1,688 件 (29%)
及び換気設備等

外部への連絡装置 : 882 件 (15%)

接触器、継電器及び運転制御用基板 : 783 件 (14%)

●機械室なし（リニア式含む） 指摘総数： 4,638 件

乗り場の戸の遮煙構造 : 1,032 件 (22%)

地震時等管制運転装置 : 1,008 件 (22%)

救出装置 : 613 件 (13%)

●油圧式 指摘総数： 1,376 件

機械室内の状況並びに照明装置 : 412 件 (30%)
及び換気設備等

外部への連絡装置 : 304 件 (22%)

停電灯装置 : 206 件 (15%)

●エスカレーター 指摘総数： 546 件

転落防止柵、侵入防止用仕切板 : 175 件 (32%)
及び誘導柵

接触器、継電器及び運転制御用基板 : 148 件 (27%)

交差部固定保護板 : 80 件 (15%)

●小荷物専用昇降機 指摘総数： 326 件

接触器、継電器及び運転制御用基板 : 241 件 (74%)

綱車又は巻胴 : 36 件 (11%)

操作ボタン及び信号装置 : 14 件 (4%)

【要重点点検主項目内訳】

●ロープ式（リニア式含む） 指摘総数： 1,737 件

主索又は鎖 : 893 件 (51%)

釣合おもり底部すき間 : 529 件 (30%)

調速機ロープ : 264 件 (15%)

●機械室なし（リニア式含む） 指摘総数： 2,110 件

釣合おもり底部すき間 : 1,215 件 (58%)

主索又は鎖 : 446 件 (21%)

調速機ロープ : 391 件 (19%)

●機械室なし（リニア式含む） 指摘総数： 133 件

主索又は鎖 : 103 件 (77%)

●機械室なし（リニア式含む） 指摘総数： 18 件 (14%)

主索又は鎖 : 7 件

●機械室なし（リニア式含む） 指摘総数： 4 件 (57%)

主索又は鎖 : 2 件 (29%)

●機械室なし（リニア式含む） 指摘総数： 33 件

※3項目共に共用バッテリー不具合により「要は正」判定となるケースが殆どを占める

「平20国告第283号改正」の主な改正点(令和7年7月1日施行)

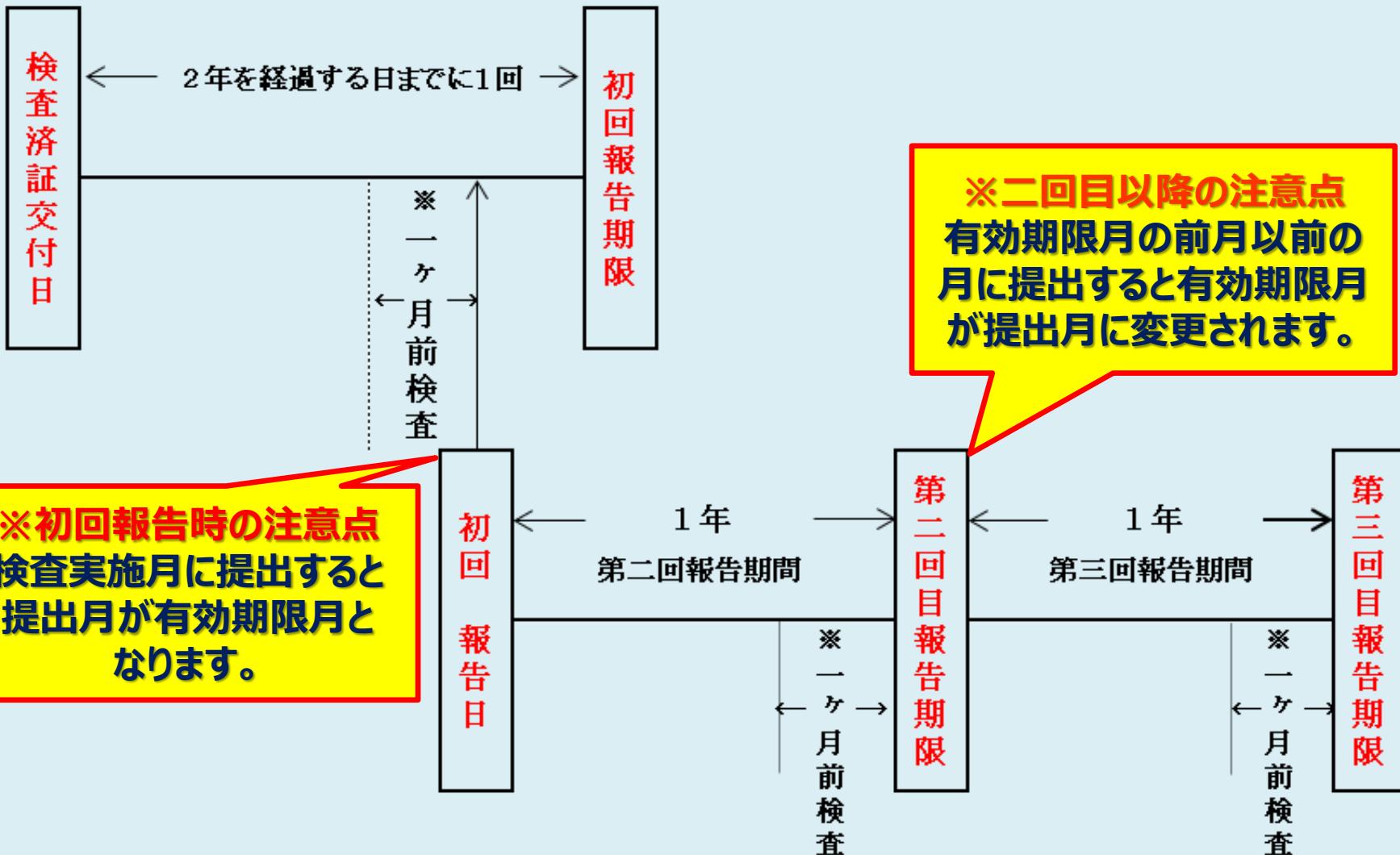
No	項目	主な変更内容
1	検査結果表 (様式改正等)	<p>① 検査結果表（検査項目）内の「目視」 ⇒ 「目視等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：ロープ式エレベーター・油圧エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機 <p>② 検査項目の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小荷物専用昇降機：1(3)点検用コンセント <p>③ 検査事項の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油圧エレベーター：防油堤、標識、消火設備の状況
2	既存不適格 (判定対象項目の追加および削除)	<p>① ロープ式エレベーター： 1(14)巻上機（ブレーキ）保持力の状況（追加）</p> <p>② ロープ式エレベーターの耐震関係（頂部綱車支持はり）判定箇所変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正前 4(5)頂部綱車にて既存不適格判定としていたが 1(18)駆動装置等の耐震対策にて頂部綱車支持はりを判定 <p>③ 段差解消機の耐震関係（2(13)パンタグラフ式（下枠及びアーム））追加および 4(9)車止め（既存不適格）の削除</p> <p>④ 既存不適格項目数</p> <p>ロープ式：26 油圧：27 段差：20 いす式：7 エスカレーター：10 小荷物：3</p>

第1章

東京都における 昇降機等定期検査報告制度の運用

※報告時期について(第1章 P5)

② 定期検査報告の報告時期について(東京都建築基準法施行細則 第13条第2項)

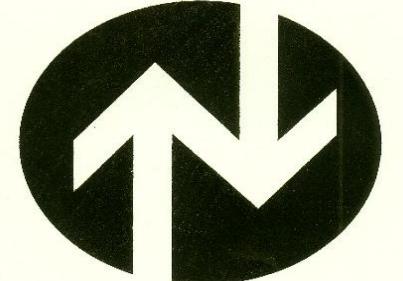


※報告済証の種類および有効期限について(第1章 P9)

② 昇降機等定期検査報告済証

特定行政庁から送付された昇降機等定期検査報告済証は建築基準法に基づき、定期的に検査を実施していることを明らかにするためエレベーターにあっては、かご室や見やすい位置に掲示することとしている。また、定期報告手続中に有効期限の過ぎた報告済証については「昇降機等定期検査報告手続中」により手続中である旨を表示する。

※昇降機等 定期検査報告済証には2種類(受付欄に行政受付印または協議会報告済印)あります。

 <p>年度検査済 昇降機等 定期検査報告手続中</p> <p>報告先 検査年月 検査員 氏名 検査会社 登録番号</p>	<p>受付欄</p> <p>下記昇降機等の建築基準法第12条第3項の規定による定期検査報告書を受理しました。</p> <p>検査年月日 建物名称</p> <p>年 月 日</p>	
	<p>設置場所</p> <p>年 月 日</p>	
<p>※ 「昇降機等 定期検査報告済証は建築基準法第12条第3項の規定による定期検査報告済証の有効期限から遅れて報告された場合は、原則として1ヶ月で発行。</p>  <p>報告先 検査年月 検査員 氏名 検査会社 登録番号</p>	<p>報告年月日 検査年月日 建物名称</p> <p>年 月 日</p>	 <p>下記昇降機等は建築基準法第12条第3項の規定に基づく定期検査の結果を特定行政庁へ報告済です。</p> <p>年 月 日</p>
	<p>設置場所</p> <p>年 月 日</p>	 <p>昇降機等 定期検査報告済証</p> <p>報告先 有効期限 検査員 氏名 登録番号 行</p>

※各種届書の記入について(第1章 P10-18)

4. 各種届書 様式

(1) 特定行政庁別 建築基準法施行細則(規則) 及び届書様式

令和 7年 10月現在

特定行政庁	建築基準法施行細則(規則)	廃止・休止届	再使用届	所有者等変更届
		根拠条文	根拠条文	根拠条文
		様式	様式	様式
東京都	東京都建築基準法施行細則	細則第13条第8項 第21号様式の2	細則第13条第10項 第21号様式の2の2	細則第13条の2 第21号様式の2の3
千代田区	千代田区建築基準法施行細則	細則第11条第8項 第9号様式の2	細則第11条第10項 第9号様式の2の2	細則第11条の2 第9号様式の2の3
中央区	中央区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の1の2様式	細則第14条の2 第11号の1の3様式
港区	港区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号様式の2	細則第14条の2 第11号様式の3
新宿区	新宿区建築基準法施行細則	細則第13条の2第8項 第11号様式	細則第13条の2第10項 第11号の2様式	細則第13条の3 第11号の3様式
文京区	文京区建築基準法施行細則	細則第12条第8項 別記様式第13号	細則第12条第10項 別記様式第14号	細則第12条の2 別記様式第14号の2
台東区	台東区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 別記第5号様式の2	細則第14条第10項 別記第5号様式の2の2	細則第14条の2 別記第5号様式の2の3
墨田区	墨田区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の3様式
江東区	江東区建築基準法施行細則	細則第11条第8項 別記第10号の2様式	細則第11条第10項 別記第10号の3様式	細則第11条の4 別記第10号の5様式
品川区	品川区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の3様式
目黒区	目黒区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の3様式
大田区	大田区建築基準法施行規則	規則第14条第7項 第8号様式の3	規則第14条第9項 第8号様式の4	規則第14条の2 第8号様式の5
世田谷区	世田谷区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の2の2様式
渋谷区	渋谷区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 別記第11号様式	細則第14条第10項 別記第11号様式の2	細則第14条の2 別記第11号様式の3
中野区	中野区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号様式の2	細則第14条の2 第11号様式の3
杉並区	杉並区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第10号様式の2	細則第14条第10項 第10号様式の3	細則第14条の2 第10号様式の4
豊島区	豊島区建築基準法施行細則	細則第10条第8項 別記第8号様式の2	細則第10条第10項 別記第8号様式の2の2	細則第10条の5 別記第8号様式の5

※各種届書の記入について(第1章 P10-18)

第21号様式の2(第13条関係)

特定建築設備等 廃止届
使用休止

下記の特定建築設備等を 廃止 したので、**東京都建築基準法施行細則第13条第8項**の規定により届け出
ます。

年 月 日

東京都知事

殿

届出者 住所
氏名

第21号様式の2の2(第13条関係)

特定建築設備等再使用届

下記の特定建築設備等を再使用したいので、**東京都建築基準法施行細則第13条第10項**の規定により届け出
ます。

東京都知事

殿

届出者 住

(注)協議会HPにある各届書(改善工
事完了届を除く)は東京都の条・項で
掲載しています。提出先の特定行政庁
の該当する行政庁名・条・項へ修正し
てください。

第21号様式の2の3(第13条の2関係)

建築

定期報告対象建築物等の所有者等を下記のとおり変更したので、**東京都建築基準法施行細則第13条の2**の規
定により届け出ます。

年 月 日

東京都知事

殿

届出者 住所
氏名
電話 ()

※昇降機等改善工事完了届の記入について(第1章 P21記入例1)

(注)特定行政庁からの改善指導書等に「全ての指摘項目が完了した時点で完了の届出」の提出要件がある場合、それに従って提出のこと。

昇降機等改善工事完了届

「改善指導書」発行日付を必ず記入する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で改善指導があった下記事項について
令和〇〇年〇〇月〇〇日に当該工事を完了したので届けます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

改善工事完了後、速やかに提出する。 様

所有者(管理者)
住所・氏名

昇降機等検査員
住所・氏名

電話 ()
(交付番号 号)

記

建物所在地	東京都〇〇区新宿△△一△△一〇	
建物名称・用途	〇〇ビル 事務所	
昇降機等の内容	1号機 乗用エレベーター (900Kg 12名 90m/min) 登録番号2007123123	
改善事項	1(4) 救出装置作動せず。 2(3) 主索素線切れが発生しており交換基準に達しています。 6(6) ピット床面に水が溜まっており保全上障害があります。 (注) 改善事項には改善指導の全ての指摘項目を記載のこと。	
改善内容	1(4) 救出装置用バッテリー及びバッテリー充電装置交換した。 2(3) 主索 (3本) を交換した。 ※改善内容には改善工事完了の指摘項目番号と改善内容を記載のこと。	
昇降機等検査員意見	1(4) 救出装置作動状況が良好であることを確認した。 2(3) 主索交換し良好であることを確認した。 ※6(6)未完了を確認した。	
※受付欄		

定期検査報告書に記載の内容等により特定行政庁から「改善指導書」が発行されない場合があります。
※未発行の場合は記載不要です。

※改善事項には全ての「要是正」指摘項目(番号及び指摘内容)の全てを記載してください。

(注)改善内容に未完項目を誤って改善したと記入された場合、報告済証が誤発行されます。

※昇降機等検査員意見
改善された指摘項目の確認結果の他に未完了の項目についても確認の結果を記載して下さい。

※昇降機等改善工事完了届の記入について(第1章 P21記入例1)

(注)特定行政庁からの改善指導書等に
「全ての指摘項目が完了した時点で完了の届出」
提出要件がある場合、それに従って提出のこと。

住所・氏名	
昇降機等検査員 住所・氏名	
電話 () (交付番号 号)	
記	
建物所在地	東京都〇〇区新宿△△一△△一〇
建物名称・用途	〇〇ビル 事務所
昇降機等の内容	1号機 乗用エレベーター (900Kg 12名 90m/min) 登録番号2007123123
改善事項	<p>1(4) 救出装置作動せず。 2(3) 主索素線切れが発生しており交換基準に達しています。 6(6) ピット床面に水が溜まっており保全上障害があります。</p> <p>(注) 改善事項には改善指導の全ての指摘項目を記載のこと。</p>
昇降機等検査員意見	<p>1(4) 救出装置作動状況が良好であることを確認した。 2(3) 主索交換し良好であることを確認した。 ※6(6)未完了を確認した。</p>
改善内容	<p>1(4) 救出装置用バッテリー及びバッテリー充電装置交換した。 2(3) 主索 (3本) を交換した。</p> <p>※改善内容には改善工事完了の指摘項目番号と改善内容を記載のこと。</p>
※受付欄	

定期検査報告書に記載の内容等により特定行政庁から「改善指導書」が発行されない場合があります。
※未発行の場合は記載不要です。

※改善事項には全ての「要是正」指摘項目(番号及び指摘内容)の全てを記載してください。

(注)改善内容に未完項目を誤って改善したと記入された場合、報告済証が誤発行されます。

※昇降機等検査員意見
改善された指摘項目の確認結果の他に未完了の項目についても確認の結果を記載して下さい。

※昇降機等改善工事完了届の記入について(第1章 P22記入例2)

■既に完了届出済で未完了項目の改善完了届を提出する場合の記入例

<p>「改善指導書」発行日付を必ず記入する。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付で改善指導があった下記事項について 令和〇〇年〇〇月〇〇日に当該工事を完了したので届けます。</p> <p>改善工事完了後、速やかに提出する。 様</p>	
<p>所有者(管理者) 住所・氏名</p> <p>昇降機等検査員 住所・氏名</p> <p>電話 () (交付番号 号)</p> <p>記</p>	
建物所在地	東京都〇〇区新宿△△一△△一〇
建物名称・用途	〇〇ビル 事務所
昇降機等の内容	1号機 乗用エレベーター (900Kg 13名 90m/min) 登録番号2007123123
改善事項	<p>1(4) 救出装置作動せず。 2(3) 主索索線切れが発生しており交換基準に達しています。 6(6) ピット床面に水が溜まっており保全上支障があります。</p> <p>(注) 改善事項には改善指導の全ての指摘項目を記載のこと。</p>
昇降機等検査員意見欄	<p>※受付欄</p> <p>※既に改善工事完了届出済に追加する改善工事の内容を記載のこと。</p>

※改善事項には既に改善工事の届出を行った旨の記載に追加の改善工事の内容を記入のこと。

※昇降機等検査員意見欄には改善等を行った指摘項目の確認結果について記載してください。
(注)未完項目についても記入をお願いいたします。

※改善工事完了届提出不要の「要是正」改善完了報告(特記事項欄)の記載について

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的な内容等	改善策の具体的な内容等	改善(予定)年月
「要是正」指摘の改善報告記載例(改善工事完了届提出不要の場合)					
1(4)	救出装置	制動装置開放の状況	前回、バッテリー劣化により開放不良	救出装置用バッテリーの交換により作動良好を確認(令和7年X月X日完了)	R7年X月
2(10)	地震時等管制運転装置	予備電源の作動の状況	前回、予備電源(停電時自動着床装置)のバッテリー劣化により作動不良	予備電源(停電時自動着床装置)のバッテリー交換により作動良好を確認(令和7年Y月Y日完了)	R7年Y月
6(6)	ピット床(要是正)	冠水の状況	ピット内冠水により機器に劣化が発生	ピット内冠水の排水、及び機器のオーバホール	(R9年1月)

※改善工事完了届の提出不要とされる場合の改善完了報告について
 「要是正」の指摘項目全てが完了した時点での提出を求めている
 特定行政庁は現在(R8/1/1)のところ3行政庁(東京都(東京都知事・多摩建築指導事務所長宛)・八王子市・府中市)です。
 定期検査報告書の作成時に改善済である旨に関する特記事項欄への記載方法について(実務マニュアル(2025年版)に記載しておりません)注意をお願いいたします。

第2章

定期検査報告書の記入要領

※定期検査報告書 第一面の記入(4-ハ指摘の概要)について(第2章 P34,P36-⑧)

【3. ⑦ 報告対象建築物等】

【イ. 所在地】 渋谷区代々木1-35-4

【ロ. 名称のフリガナ】 トアンキョウヒビル

【ハ. 名称】 都安協ビル

【二. 用途】 事務所

⑧

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 1 台)
要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台

【ハ. 指摘の概要】

(要是正) : 1(6)主回路用接触器(交換基準超え)
2(10)地震時等管制運転装置(動作不良)【二. 改善予定の有無】 有 (年 月 日に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

【ハ. 指摘の概要】

表記の誤りや検査項目のみが記載されていることが散見されます。

※受付欄	※特記	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係 員 氏 名		

⑨建築物等の名称 : ○○○ △△ビル

⑫登録番号

⑩検査会社のコード等 :

⑬延べ面積

⑪報告会社 :

m²

※定期検査報告書 第一面の記入(4-ハ指摘の概要)について(第2章 P34,P36-8)

【3. ⑦ 報告対象建築物等】

【イ. 所在地】 渋谷区代々木1-35-4
 【ロ. 名称のフリガナ】 トアンキョウビル
 【ハ. 名称】 都安協ビル
 【二. 用途】 事務所

⑧

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (1 台)
 【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 1 台 (うち既存不適格 0 台)
 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台

【ハ. 指摘の概要】

1(6)電動機主回路用接触器：交換基準を超えている（要是正）
 2(10)地震時等管制運転装置：予備電源動作せず（要是正）

【二. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	理番号欄
年 月 日	【ハ. 指摘の概要】 <u>指摘の概要(指摘とする状態)を正しく簡潔に記載して下さい</u>	
第 号		
係 員 氏 名		

⑨建築物等の名称： ○○○ △△ビル

⑫登録番号

⑩検査会社のコード等：

⑬延べ面積

⑪報告会社：

m²

※定期検査報告書 第二面の記入について(第2章 P39⑤【5. 昇降機の概要】)

項目	記入要領
⑤【5. 昇降機の概要】	<p>【ト. 停止階】最下階から最上階までを記入。(停止階床数)は乗降口のある階数を記入 〈例〉1~10階 (停止階床数 10) 1・3・5~10階 (停止階床数 8) 1~8・R階 (停止階床数 9)</p> <p><u>※二方向出入口の場合(正面側(フロント)・背面側(リア)の順に停止階を記載)</u></p> <p><u>〈例〉正面1・5階 背面B1・2~4階 (停止階床数 6)</u> <u>フロントB1・1階 リア2~6階 (停止階床数 7)</u></p> <p><u>※エスカレーターの場合は設置階を記入(設置階2~3)。※停止階床数は記載不要</u></p>

※定期検査報告書 第二面の記入例(二方向出入口)

【5. 昇降機の概要】(番号	1)
【イ. 種類】	<input checked="" type="checkbox"/> 建築設備	<input type="checkbox"/> 工作物
【ロ. 種別】	<input checked="" type="checkbox"/> エレベーター	(<input type="checkbox"/> 斜行) <input type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> 小荷物専用
【ハ. 駆動方式】	<input checked="" type="checkbox"/> ロープ式	<input type="checkbox"/> 油圧式 <input type="checkbox"/> その他 ()
【ニ. 用途等】	<input checked="" type="checkbox"/> 乗用	(<input type="checkbox"/> 人荷共用) <input type="checkbox"/> 非常用 <input type="checkbox"/> 寝台用 <input type="checkbox"/> 自動車運搬用 <input type="checkbox"/> 荷物用
【ホ. 機械室の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【ヘ. 仕様】(電動機の定格容量)	(定格速度)	(積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)
	(2.3 kW)	(60 m/min) (450 kg) (6 人) (- m) (- 度)
【ト. 停止階】	正面B1・1階 背面2~6階	
	(停止階床数 7)	
【チ. 製造者名】	東京都昇降機安全協議会	

※定期検査報告書 第二面の記入について(第2章 P39⑤【5. 昇降機の概要】)

項目	記入要領
⑤【5. 昇降機の概要】	<p>【ト. 停止階】最下階から最上階までを記入。(停止階床数)は乗降口のある階数を記入 〈例〉1~10階 (停止階床数 10) 1・3・5~10階 (停止階床数 8) 1~8・R階 (停止階床数 9)</p> <p><u>※二方向出入口の場合(正面側(フロント)・背面側(リア)の順に停止階を記載)</u></p> <p><u>〈例〉正面1・5階 背面B1・2~4階 (停止階床数 6)</u> <u>フロントB1・1階 リア2~6階 (停止階床数 7)</u></p>

※ここで【問題です】

何故、停止階の表記について二方向出入口の記載を求めることになったのでしょうか？

【ニ. 用途等】 乗用 (人荷共用 非常用 寝台用 自動車運搬用 荷物用

【ホ. 機械室の有無】 有 無

【ヘ. 仕様】(電動機の定格容量)(定格速度) (積載量) (定員) (階段の幅)(勾配)
 (2.3 kW) (60 m/min) (450 kg) (6人) (- m) (- 度)

【ト. 停止階】正面B1・1階 背面2~6階

(停止階床数 7)

【チ. 製造者名】東京都昇降機安全協議会

※定期検査報告書 第二面の記入について(第2章 P39⑤【5. 昇降機の概要】)

項目	記入要領
⑤【5. 昇降機の概要】	<p>【ト. 停止階】最下階から最上階までを記入。(停止階床数)は乗降口のある階数を記入 〈例〉1~10階 (停止階床数 10) 1・3・5~10階 (停止階床数 8) 1~8・R階 (停止階床数 9)</p> <p><u>※二方向出入口の場合(正面側(フロント)・背面側(リア)の順に停止階を記載)</u></p> <p><u>〈例〉正面1・5階 背面B1・2~4階 (停止階床数 6)</u> <u>フロントB1・1階 リア2~6階 (停止階床数 7)</u></p>

※【答えは】

戸開走行保護装置の検査結果表にあるエプロンの長さについて正面側・背面側の出入口に設置されたエプロンの測定値(個数)の整合性を確認するため。

- 一方向出入口=750mm
- 二方向出入口=750/750mm (正面(フロント)/背面(リア))

但し製造者がエプロンの長さの測定値について「最も短い長さを記載」するよう指定が有る場合は測定値は1箇所のエプロン長さとなります。

※定期検査報告書 第二面の記入について(第2章 P40⑧【8. 備考】)

項目	記入要領
⑧【8. 備考】	<p>本欄は、主に第一面、第二面の記載事項及び検査結果（判定）等に対し変更になった場合の記載に使用する。記載に必要な項目・記載の時期は次のとおりである。記入欄が不足する場合は、別紙（次頁「別紙様式例」参照）に必要な事項を記入し添える。</p> <p>a) 所有者、管理者、建物名称・用途 変更 等 [変更の都度]</p> <p>b) 大臣認定取得の装置（装置等の名称・大臣認定番号） [報告都度]</p> <p>例 戸開走行保護装置、平形ロープ、可変速度方式エレ、遮煙扉、終端階強制減速装置 等 ※大臣認定番号変更（再取得等）の場合は変更理由と旧大臣認定番号を記載（例）記載の例</p> <p>「変更後初回報告」</p> <p>その中でも遮煙扉の大蔵認定番号は？</p> <p>大臣認定変更時</p>

※遮煙扉大臣認定番号の記載について（実務マニュアル2024年版明記）
 大臣認定番号が不明（設計図書無・前回の報告書写し無・大臣認定番号ステッカー無等）の場合は番号が不明である旨の内容を【8. 備考】に記載のこと。

た旨を記載する。変更点が複数にわたる場合には、別紙に記載し明確化すること。

- 例1 令和〇年×月△日：
ブレーキスイッチをA形からB形に交換したことにより大臣認定番号の変更
大臣認定番号〇〇の UCMP から大臣認定番号△△の UCMP に変更
- 例2 令和〇年×月△日大臣認定番号〇〇から大臣認定番号△△の UCMP に変更
(変更点は別紙に記載)

※既存不適格を設置時期で判定する項目について(第2章 P46-(1))

(1) 「既存不適格」を設置時期で判定する項目

変更前(2024年版)

設置後に施行された新法令及び改正法令に対し、適合していない場合は「既存不適格」として判定する必要がある。「平20国告第283号改正(平成28年11月1日)」では、耐震関係の既存不適格判定項目が多く追加された。その中には、「状態」での判定が難しい項目があるため、新たに「設置時期」での判定が付加された。

この「設置時期」の耐震関係既存不適格項目は次にて判定を行う。

①告示「平25国告第1047号」「平25国告第1048号」の施行日「平成26年4月1日」より前(平成26年3月31日以前)に確認済証が交付された昇降機が「既存不適格」の判定となります。

(上記の他、「平20国告第1494号」「平20国告第1495号」施行日「平成21年9月28日」の基準有)

②「設置時期」で判定する項目は、17年業務基準書「4.2 平成20年国土交通省告示第283号別表の解説」の表の「既不」欄に「時期」と記載されている項目が該当する。(本作成要領書においても、次ページ「(3) 既存不適格の判断基準」の「時期による判定」欄に「○」を付し示す。)

＜別表の解説例＞

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	既不	解
18 駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。	時期	*
	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	状態	*

③ 「設置時期」で判定された「既存不適格」は、特記事項欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載しなければならない。記入例は、第3章 1. 主索又は鎖で吊るエレベーター (3)「特記事項」の記入例を参照のこと。

【補足】設置時期で判定する検査項目の内、主索・主索の端部・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は平成12年建設省告示第1414号の強度検証法の規定に適合している場合およびロープ式(機械室あり)・油圧式のガイドレールで、かごの荷重・積載荷重が常時作用しない構造となっているものについては「指摘なし」判定となるため確認が必要。(関連告示:平成25年国土交通省告示第1047号)

※既存不適格を設置時期で判定する項目について(第2章 P46-(1))

(1) 「既存不適格」を設置時期等で判定する項目

変更後(2025年版)

設置後に施行された新法令及び改正法令に対し、適合していない場合は「既存不適格」として判定する必要がある。
「平20国告第283号改正(最終 令和7年7月1日施行)」では、耐震関係の既存不適格判定について、「設置・取付け等の状況」での判定が難しい項目があるため昇降機の設置時期、昇降機構造計算書等の設計図書、又は専門業者等に耐震評価を依頼した結果などを基に判定して下さい。

なお「設置時期」による耐震関係既存不適格項目は以下の内容にて判定を行う。

- ①告示「平25国告第1047号」「平25国告第1048号」の施行日「平成26年4月1日」より前(平成26年3月31日以前)に確認済証が交付された昇降機が「既存不適格」の判定となります。
(上記の他、「平20国告第1494号」「平20国告第1495号」施行日「平成21年9月28日」の基準有)
- ②「設置時期」で判定する項目は、業務基準書2025年版「3.5 既存不適格の判定基準別表(第1~第6)の検査項目(番号)に「耐震」と記載されている項目が該当する。(本作成要領書においても、次ページ「(3) 既存不適格の判断基準」の「時期等による判定」欄に「○」を付し示す。)
- ③ 「設置時期」で判定された「既存不適格」は、特記事項欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載しなければならない。記入例は、第3章 1. 主索又は鎖で吊るエレベーター (3)「特記事項」の記入例を参照のこと。
【補足】設置時期で判定する検査項目の内、主索・主索の端部・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は平成12年建設省告示第1414号の強度検証法の規定に適合している場合およびロープ式(機械室あり)・油圧式のガイドレールで、かごの荷重・積載荷重が常時作用しない構造となっているものについては「指摘なし」判定となるため確認が必要。(関連告示:平成25年国土交通省告示第1047号)

※既存不適格判断基準項目の追加・変更等(エレベーターP47①,P48・段差解消機P49②)

① 平20国告第283号 別表第1(ロープ式エレベーター) 及び別表第2(油圧エレベーター)

番号	施行年月日	検査項目	目的・説明	準拠法令
1 (14)	令和6年4月1日	巻上機	・ブレーキ保持力の状況	平12建告第1429号第1第一号
1 (18)	昭和56年6月1日	駆動装置等の耐震対策	・駆動装置の耐震対策	令第129条の4第3項第四号
*1(20)	平成21年9月28日		(機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況)	令第129条の8第1項 平21国告第703号 平20国告第1498号
	平成26年4月1日		マシンピーム・頂部綱車のはりの状況	平25国告第1047号
4(5)	平成26年4月1日	頂部綱車	・頂部綱車の取付けの状況	平25国告第1047号第一号 頂部綱車のはりは1(18) 駆動装置等の耐震対策にて判定（令和7年7月1日検査実施分より）

② 平20国告第283号 別表第3(段差解消機) 及び別表第4(いす式階段昇降機)

番号	施行年月日	検査項目	目的・説明	準拠法令
2(13)	平成26年4月1日	パンタグラフ式(下枠及びアーム)	・下枠及びアーム部の状況	平25国告第1047号

第3章

検査結果表の記入要領等

※検査結果表(法令様式)について(第3章 P58・P128)

ロープ式エレベーター			電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認		改訂前 (～2025/6/30)	
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	適・否・確認不可	最終交換日 年 月 日	
			交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()			

小荷物専用昇降機			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認		検査結果		担当 検査者 番号
番号	検査項目			指摘 なし	要重点 点検	要是正	
1	機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口の戸						
(2)	点検用コンセント						

※検査結果表(法令様式)について(第3章 P58・P128)

ロープ式エレベーター			運動機主回路接触器の主接点 主接点を 目視等 により確認	適・否・確認不可	改訂後 (2025/7/1~)
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 年 月 日	
			ブレーキ用接触器の接点 接点を 目視等 により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日	

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
1	機械室					
(1)	機械室への経路及び点検口の戸					
(2)	開閉器及び遮断器					

※検査結果表:選択箇所の記入について(第3章 P66)

1(8) 絶縁

該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。

回路の絶縁抵抗値(JIS A 4302-2006)

改訂前
(～2025/6/30)

回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上
	300V以下のもの	0.2MΩ以上
制御回路	150Vを超えるもの	0.2MΩ以上
信号回路	150V以下のもの	0.1MΩ以上
照明回路		

1(12) 綱車又は巻胴

- ① 製造者が指定する基準がある場合「イ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。また、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で囲む。
- ② 製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入する。また、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で囲む。

【注記】基準値が数値の場合は以上・以下・超え・未満 等を書き加えて表記のこと(記号: ≤・≥・<・> 等も可)

③ 巷胴式の場合

「綱車と主索のかかり」「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外のため斜め線で検査項目を抹消。但し、それ以外の検査項目(「回転」「欠損・き裂」の確認)は実施し判定をすること。

(12)	巻上機	綱車 又は 巻胴	綱車と主索のかかり		「回転、欠損・き裂」の確認
			イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)	斜線で抹消 (mm)	
			ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)		
			ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況		適・否
					適・否

※検査結果表:選択箇所の記入について(第3章 P66)

1(8) 絶縁

該当する回路及び電圧区分を○で選択し右欄に検査で測定した抵抗値を記入(測定対象外の回路は測定値に「-」を記入)する。

回路の絶縁抵抗値(JIS A 4302-2006)

回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上
	300V以下のもの	0.2MΩ以上
制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上
	150V以下のもの	0.1MΩ以上

改訂後
(2025/7/1~)

1(12) 綱車又は巻胴

- ① 製造者が指定する基準がある場合「イ」を○で選択し左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。また、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で選択。
- ② 製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で選択し左欄に要是正となる基準値を記入する。
また、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で選択。

【注記】基準値が数値の場合は以上・以下・超え・未満 等を書き加えて表記のこと(記号:≤・≥・<・>等も可)

③ 巷胴式の場合

「綱車と主索のかかり」「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外(判定(適・否)抹消、若しくは斜め線を引く)。但し、それ以外の検査項目(「回転」「欠損・き裂」の確認)は実施し判定をすること。

(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり	「回転・欠損・き裂」の確認
			イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	
			複数の溝間の摩耗差の状況	例) 判定を抹消
				適・否

※検査結果表:選択箇所の記入(旧)について(従来版様式)

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)					
(8)	制御器	絶縁 電動発電機の回路 (300V以下 ・ 300V超) 電動機の回路 (<u>300V以下</u> ・ 300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 <u>制御器等の回路の150V以下の回路</u>	— 100 — 20 20	MΩ ¹ MΩ ¹ MΩ ¹ MΩ ¹ MΩ ¹	<input type="radio"/>	
(10)	階床選択機					
(11)	減速歯車					
(12)	巻上機 綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (<u>0.0以下</u> mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	4.0	mm	<input type="radio"/>	

※検査結果表:選択箇所の記入(新)について(従来版様式)

番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	
既 存 不適格					
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)				
(8)	制御器	絶縁 電動発電機の回路 (300V以下 ・ 300V超) 電動機の回路 (300V以下 ・ 300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	— MΩ 100 MΩ — MΩ 20 MΩ 20 MΩ	○	
(10)	階床選択機		—	—	—
(11)	減速歯車		—	—	—
(12)	卷上機 綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (0.0以下 mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	4.0 mm 適・否 適・否	○	

※検査結果表:選択箇所の記入について(昇降機センター版様式)

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)					
(5)	開閉器及び遮断器					
	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (<input checked="" type="radio"/> 該当する・ <input type="checkbox"/> 該当しない) 交換基準 ○ イ.製造者が指定する交換基準 (なし) □ ロ.やむを得ない事情により、検査者が 設定する交換基準 ()	適・ ○ 確認不可				
	最終交換日 X 年 X 月 X 日 U					
(6)	接触器、継電器及び運転制御用基板					
	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (<input type="checkbox"/> 該当する・ <input checked="" type="radio"/> 該当しない) 交換基準 ○ イ.製造者が指定する交換基準 (10年/100万回) □ ロ.やむを得ない事情により、検査者が 設定する交換基準 ()	○ 適・ 確認不可				
	最終交換日 X 年 X 月 X 日 BK BK:3年/30万回					

※検査結果表:選択箇所の記入について(昇降機センター版様式)

番号	検査項目							検査結果			担当 検査者 番号	
								指摘 なし	要重点 点検	要是正		
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)											
(5)	制御器	開閉器及び遮断器										
(8)	制御器	絶縁	<input type="checkbox"/>	電動発電機の回路(<input type="checkbox"/> 300V以下・ <input type="checkbox"/> 300V超)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	MΩ			
			<input checked="" type="checkbox"/>	電動機の回路(<input checked="" type="checkbox"/> 300V以下・ <input type="checkbox"/> 300V超)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	100	MΩ			
				制御器等の回路の300Vを超える回路			<input type="checkbox"/>	—	MΩ	<input checked="" type="checkbox"/>		
			<input checked="" type="checkbox"/>	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路			<input type="checkbox"/>	20	MΩ			
			<input checked="" type="checkbox"/>	制御器等の回路の150V以下の回路			<input type="checkbox"/>	20	MΩ			
(10)	階床選択機							—	—	—	—	
(11)	巻上機	減速歯車							—	—	—	
(12)		綱車	<input checked="" type="checkbox"/>	綱車と主索のかかり								
			<input checked="" type="checkbox"/>	イ.製造者が指定する要是正となる基準値								
		綱車	<input type="checkbox"/>	(0.0以下 mm)								
		又は	<input type="checkbox"/>	ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する								
		巻胴	<input type="checkbox"/>	要是正となる基準値								
				(mm)				4.0	mm			
				八.綱車と主索の滑り等により判定								
				複数の溝間の摩耗差の状況	<input type="checkbox"/>	適・	<input type="checkbox"/>	否				

※検査結果表(主索の検査)の記入について(第3章 P68-2(3)①②)

◎ ◎ (3)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 直径 (12.2mm) 未摩耗直径 (12.2mm)	100%	要是正 = 90%未満 要重点点検 = 92%未満	H26.0.4.01*
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 素線切れがない場合、両方を抹消する。 → 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線の切れ 数 本	判定基準は、P68表1で指定の記号 で記入する。 (「該当なし」等の記入はマチガイ)	
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり・なし	%	※錆ありの場合 要是正 = 94%未満 要是正 = 素線切れ2本超	
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()	1構成より1ピッチ内 の最大の素線の切れ 数 本	谷部赤錆色「あり」の場合 判定基準を、P69表2で指定の 記号で記入。 (「該当なし」等の記入はマチガイ)	
		主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()			

※主索の径の状況

- ・測定値は小数点以下第一位は必ず記入してください。
- ・「主索の摩耗なし」であっても直径・未摩耗直径・割合を記入してください。

※2(3)主索又は鎖の記入について(第3章 P69-5)

番号	検査項目			検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格		
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況				
			最も摩耗した主索の番号 (3)	99.1	%		
			直径 (12.0 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)				
			素線切れ	1よりピッチ内の素線 切れ数 1 本			
			最も摩損した主索の番号 (3)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ 数 1 本			
		鎖	該当する素線切れ判定基準(2-ハ)				
			素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下				
			鎔びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	99.1	%	○	
			谷部が赤錆色に見える主索の番号(3)				
			直径 (12.0 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)				
		鎖	該当する鎔及び鎔びた摩耗粉判定基準()				
			主索本数(3 本)				
			要重点点検の主索の番号(1,2,3)	要是正の主索の番号(--)			
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号()				
			測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び	%		
		鎖	鎖本数 (本)				
			要重点点検の主索の番号()	要是正の主索の番号()			

※鎔びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分

- ・主索谷部に赤錆色に見える部分があり「要重点点検」と判定されていますが「要重点点検の主索の番号」の記載漏れがあります。
- (注)鎔のある全ての主索の番号を記載のこと。

※検査結果表 特記事項記入について(第3章 P75)

設置時期で判断する「既存不適格」指摘の記載例

1(18)	駆動装置等の耐震対策 (既存不適格)	転倒及び移動を防止するための措置の状況	耐震関係(マシンピーム・ <u>頂部綱車の支持はり</u>)は、設置時期で既存不適格を判断	平25国告第1047号を満足する耐震強化をお願いします	――
4(5)	頂部綱車 (既存不適格)	取り付けの状況 (耐震対策)	耐震関係(支持はり)は、設置時期で既存不適格を判断	平25国告第1047号を満足する耐震強化をお願いします	――

部品交換等による検査結果変更の連絡

1(14)	巻上機	プレーキパッド残存厚み	経年使用により2024年5月プレーキパッド取替 (必須:施工時期の記載)	――
2(3)	主索又は鎖	径、素線切れ、錆の状況	2025年11月主索の交換により「要重点点検」解消 (必須:施工時期の記載)	2025年11月
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	経年による2024年5月主索の交換・すき間調整に伴い測定値変化有り。(必須:施工時期の記載)	――
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	・2025年11月主索の交換(又は主索切り詰め)により前回の「要重点点検」解消 ・前回測定値不明について経過観察の結果、変化量によるすき間の寸法に問題無を確認し「要重点点検」判定を解消	2025年11月 解消年月 (検査年月)

※6(10)前回測定値不明 (要重点点検) 対する改善報告について

従来は6(10)前回測定値不明 (要重点点検) 判定について次年度の定期報告時に要重点点検の解消に関する記載について特に記載を求めていませんでしたが、「経過観察」の結果に関する記載をお願いいたします。

※別添1様式の記入(注)書きについて(第3章P133)

(注意)

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合はブレーキ全体の撮影写真(構造図等)を添付する。

【別添1様式の記載に関するお願い】

別添1様式に(注)書きが記載されたまま提出される報告書があります。マニュアル2025年版にて(注)書きの一部(写真等の添付)が変更されましたので(注)書きを削除の上、別添1を作成願います。

- ①
- ②
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合はブレーキ全体の撮影写真(構造図等)を添付する。
- ⑤ 写真は、主索及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付する。

検査結果表の記載誤り事例の紹介 および注意ポイント他

検査結果表：基準値・測定値の記載について（1(11)巻上機（綱車又は巻胴）の一例）

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
(11)	減速歯車					
(12)	巻上機 綱車又は巻胴	<p>綱車と主索のかかり</p> <p>イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 綱車外周面とロープの外 (側の面が同一又は内側 mm) に入っている</p> <p>ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm)</p> <p>八. 綱車と主索の滑り等により判定</p> <p>複数の溝間の摩耗差の状況</p>	<p>---</p> <p>mm</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>		

※製造者が定める基準値・測定値（結果）表記について

基準値が文章表記の場合、測定値に---と記載されている報告書があります。
測定結果についても基準値と同様に文章表記で記載する？

検査結果表：基準値・測定値の記載について (1(11)巻上機 (綱車又は巻胴) の一例)

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
(11)	減速歯車					
(12)	巻上機 綱車又は巻胴	<p>綱車と主索のかかり</p> <p>1. 製造者が指定する要是正となる基準値 綱車外周面とロープの外 (側の面が同一又は内側 mm) に入っている</p> <p>口. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm)</p>	<u>???</u> mm	<input type="radio"/>		

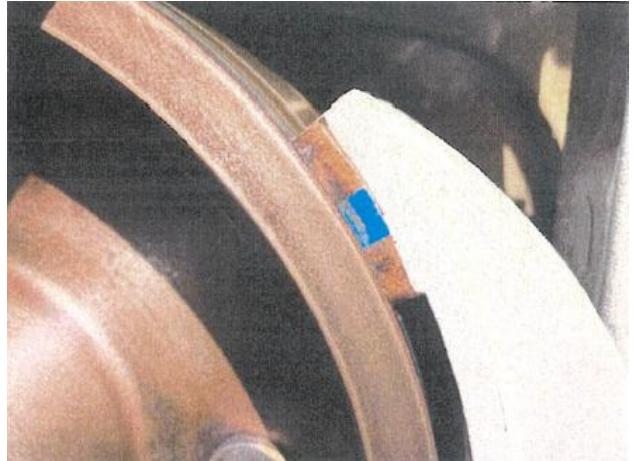
※製造者が定める基準値・測定値（結果）表記について

基準値：数値表記→**測定値：数値表記**

基準値：文章表記→**測定値：---?・文章?**

基準値および測定値について数値の表記によるもは特に問題はありませんが
文章表記については**測定値も文章での表記、または可能な限り数値化**した形
 で記載を、お願いいいたします。

※定期検査報告書(検査結果表・別添1):記載誤り事例(誤り箇所は?)

番号		ブレーキパット ブレーキパットの取付位置	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> 要重点点検 <input checked="" type="checkbox"/> 指摘なし
(14)	巻上機	ブレーキ	<p>しゅう 保持 イ. 保 レ ロ. に 八. パ パッドの イ. 製 要重</p> <p>(5.5以下 mm) 要是正となる基準値</p> <p>(5.2以下 mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する</p> <p>要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)</p> 	<p>特記事項 ドラム式</p>

※定期検査報告書(検査結果表・別添1):記載誤り事例(誤り箇所の回答)

番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	
(14)	卷上機 ブレーキ	<p>しゅう動面への油の付着の状況</p> <p>保持力</p> <p>イ. ブレーキをかけた状態において、トルク レンチにより確認</p> <p>ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機 にトルクをかけ確認</p> <p>八. かごに荷重を加え、かごの位置を確認</p> <p>パッドの厚さ</p> <p>①. 製造者が指定する</p> <p>要重点点検となる基準値 (5.5 以下 mm)</p> <p>要是正となる基準値 (5.2 以下 mm)</p> <p>ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する</p> <p>要重点点検となる基準値 (mm)</p> <p>要是正となる基準値 (mm)</p>	<p>※ポイント！</p> <p>測定値（個数）と別添1の整合確認</p> <p>・検査結果表のパッド測定値は左右に各1個の測定値が記載されていますが別添1のパッドが写真は上下パッドの上部のみ撮影されています。</p> <p>測定値は原則、全てのパッド測定値を記入願います。</p>		

※定期検査報告書(別添1):記載誤り事例(誤り箇所は?)

主索又は鎖

(最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は鋸びた摩耗粉により谷部
が赤錆色に見える主索の番号 (1)

検査結果

要是正 要重点点検 指摘なし

特記事項

撮影日：令和7年11月25日

最も摩耗した主索：減速開始位置基準階（1階）に、かごがある場合に巻上機綱車にかかっている箇所。

※定期検査報告書(別添1):記載誤り事例(誤り箇所の回答)

主索又は鎖

(最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部
が赤錆色に見える主索の番号 (1))

検査結果

要是正 要重点点検 指摘なし

特記事項

撮影日：令和7年11月25日

最も摩耗した主索：減速開始位置基準階（1階）に、かごがある場合に巻上機綱車にかかっている箇所。

※ここがポイント！

業務基準書が示す主索の番号（1）は

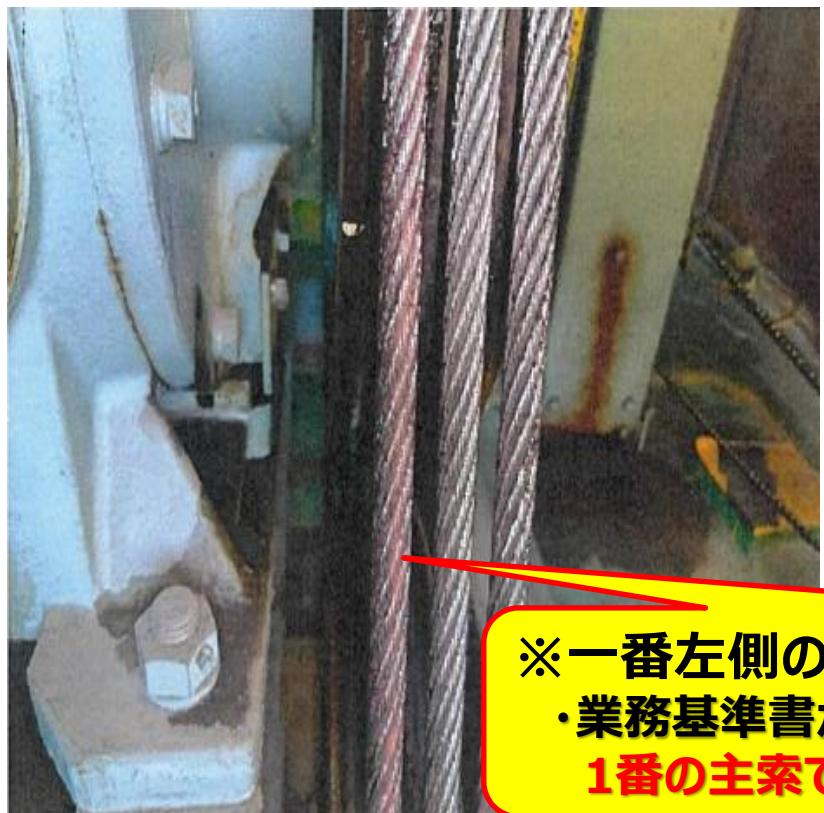
- ・ギヤード巻上機：ギヤケース側から
- ・ギヤレス巻上機：モーター側から
- ・油圧エレベーター：昇降路壁・軸側から
- ・巻胴式エレベーター：出力軸側から
- ・リニア式エレベーター：リニアモーターを正面に左側から

※定期検査報告書(別添1):記載誤り事例(誤り箇所は?)

主索又は鎖

(最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部
が赤錆色に見える主索の番号 (3)

検査結果

要是正 要重点点検 指摘なし

特記事項

最も摩耗及び赤錆色に見える位置は、かごが1階付近時
駆動綱車にかかる位置で谷部で赤錆色に見える箇所が
ある為、要重点点検。
主索交換等の改善要します。

4-□

※一番左側の主索（谷部）に錆びた摩耗粉があります
・業務基準書が示す主索の番号ではギヤケースに一番近い
1番の主索では？

※定期検査報告書(別添1):記載誤り事例(誤り箇所の回答)

主索又は鎖

(最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は鋸びた摩耗粉により谷部
が赤錆色に見える主索の番号 (3)

検査結果

要是正 要重点点検 指摘なし

特記事項

最も摩耗及び赤錆色に見える位置は、かごが1階付近時
駆動綱車にかかる位置で谷部で赤錆色に見える箇所が
ある為、要重点点検。
主索交換等の改善要します。

写真左から3番の主索

4-□

※ここがポイント！

- ・業務基準書が示す主索の番号と異なる記載をする場合は
特記事項欄に主索の配置と主索の番号が分る様に記入。
- ・又は谷部が赤錆色に見える主索の番号を（1）に修正。

おわり